



また、審査請求人とBは、単なる知人程度に過ぎず、Bが審査請求人に援助をする理由がない。更に、これまで審査請求人は、生活保護の範囲内で生活しており、特に緊急の出費が必要となったという事情もなく、審査請求人がAに援助を求める理由がない。

- (3) なお、処分庁は、A及びBからの申立書は、書式や体裁、誤記が同じであることから同一人物が作成したものと認定しており、また、署名は別人と考えられるため、客観的に正当であると認め難く、本件処分は正当であると主張する。

しかし、署名はそれぞれA及びBがしたものである。Aは、申立書を作成する際、〇〇〇〇があるBの手助けをしているが、Bは内容に相違ないことを確認した上で、自身で署名及び押印している。

- (4) 以上のとおり、本件処分には理由及び根拠がなく、本件処分は違法、不当である。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 申立書について

審査請求人は、本件入金は、〇〇〇〇があり、通帳やキャッシュカードの管理ができない知人に振り込むべき金銭を一時的に審査請求人名義口座に振り込み、振込当日に審査請求人が引き出して知人に手渡したものであり、審査請求人への仕送り、贈与等ではないと主張している。

確かに、審査請求人名義口座に係る通帳（以下「本件通帳」という。）にも、審査請求人の主張に沿う内容の記帳がなされており、振込をした2人から申立書は提出されているが、処分庁は、実際に審査請求人から知人に金銭の受け渡しが行われ、本件入金審査請求人の利用し得る資産でないことを証する書類としては十分でない判断したものと認められる。

#### (2) 審査請求人名義口座への振込入金について

審査請求人が、「口座を貸すことはだめと知っていた」と自ら認めるとおり、一般に、預金債権は、社会通念上預金口座の名義人に帰属するものと認めるのが相当とされており、審査請求人が主張する金銭受け渡しの事実が必

ずしも明らかではないことから、処分庁は、本件入金が審査請求人に対する「仕送り、贈与等の収入」に当たるとして、後記第5の1(4)の後段に沿って本件処分を行ったものと認められる。

### (3) まとめ

以上のとおり、本件入金が審査請求人の利用し得る資産かどうかは定かではないものの、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

令和元年5月15日	諮問書の受領
令和元年5月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月30日 口頭意見陳述申立期限：5月30日
令和元年5月27日	第1回審議
令和元年6月18日	第2回審議
令和元年7月9日	第3回審議
令和元年8月7日	第4回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内に

において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

- (4)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。))第8の1の(4)は、「収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と定めている。また、第8の3の(2)のイの(ア)は、仕送り、贈与等による収入の取扱いについて、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と示されている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1)平成29年12月25日付けで処分庁が受領した本件通帳によれば、以下の事実が確認できる。
- ア 平成29年4月12日付けで、Bからの振込金として100,000円が記帳されている。
  - イ 平成29年4月14日付けで、現金での出金として100,000円が記帳されている。
  - ウ 平成29年4月24日付けで、Bからの振込金として1,000円及び100,000円が記帳されている。また、同日付で、現金での出金として100,000円が記帳されている。
  - エ 平成29年5月17日付けで、Aからの振込金として10,000円が記帳されている。また、同日付で、現金での出金として10,000円が記帳されている。
  - オ 平成29年5月26日付けで、Aからの振込金として30,000円が記帳されている。また、同日付で、現金での出金として30,000円が記帳されている。
- (2)平成30年3月27日付けで、処分庁が受理したAの申立書には、Aが審査請求人の口座に振込をした理由について、Bは通帳等を紛失しており振込先がないため、無理を言って審査請求人の口座を使わせてもらったこと、振込をした金銭はBに対するものであり、審査請求人に対するものではないことが述べられている。また、申立書にはAの記名及び押印並びに住所

(〇〇県) 及びAの氏名が手書きされている。

- (3) 平成30年3月27日付けで、処分庁が受理したBの申立書には、ネットバンクから出金にあたり、キャッシュカードを紛失していたため、ネット上で審査請求人の口座に送金したもので、審査請求人への援助ではないことが述べられている。また、申立書にはBの押印並びに住所(〇〇県)及びBの氏名が手書きされている。
- (4) 弁明書の「2 本件処分に至る経過」に、「平成30年4月3日 処分庁の「ケース診断会議」により、A及びBからの申立書は、・署名は別人と思われる。・少々書きぶりを変えているが、書体や体裁、誤記が同じであり同一人物が作成したと考えざるを得ない。ことから、内容が客観的に正当であると認め難いと判断。」と記載されている。

### 3 判断

- (1) 審査請求人は、本件入金はBに手渡すべき金銭であり私的収入ではないと主張しており、また、Aの申立書及びBの申立書(以下「各申立書」という。)においても同様の説明が行われている。これに対して処分庁は、各申立書は、書体や体裁、誤記が同じであり同一人物が作成したと考えざるを得ないとし、内容が客観的に正当であるものと認め難いと判断している。

処分庁は、本件入金に係る預金債権は、預金口座の名義人である審査請求人に帰属するとの考えに加え、各申立書の体裁等からその内容が客観的に正当ではないとの判断から、本件入金は、審査請求人に対する「仕送り、贈与等による収入」に当たるとし、本件処分を行ったものと認められる。

- (2) 上記(1)の処分庁の判断について、検討する。

ア まず、本件入金に係る預金債権は預金口座の名義人である審査請求人に帰属するとの考え方について、一般に預金債権は、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して振込金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である(最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判決)。

このことから、本件入金については、預金口座の名義人である審査請求人が銀行に対して預金債権を取得するものではあるものの、当該預金債権の取得のみをもって、直ちに振込依頼人であるA及びBからの「仕送り、贈与等による収入」と認めることはできないものとする。

イ 次に、各申立書は同一人物が作成したものであって内容が客観的に正当であるとは認め難いとの判断については、審査請求人は、〇〇〇〇のために読み書きが難しい状態にあるBが申立書を作成するのをAが手助けしたが、Bは申立書の内容を確認した上で署名・押印しており、各申立書は

それぞれA又はBが作成したものである旨の反論をしている。これに対して、処分庁は、弁明書で、書式や体裁、誤記が同じであり同一人物が作成したと考えざるを得ないことを論拠とするに留まり、それ以上に各申立書の内容が事実でないことの主張及び立証を行っていない。

ウ 上記ア及びイから、前記第3の2(3)において審理員が述べるとおり、処分庁は、本件入金が、審査請求人の利用し得る資産かどうかは定かではないものの、それにもかかわらず本件処分を行っていることが認められる。

(3) 法第63条に基づく費用返還決定は、被保護者に対して金銭納付義務を賦課する処分であることから、処分庁は、本件入金もA及びBからの「仕送り、贈与等による収入」に当たることを基礎付ける事実を具体的に主張立証することが求められる。

この点に関して、次官通知(前記1(4))によれば、収入の認定にあたって、「扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」とされており、それゆえ、処分庁は、本件処分にあたって、本件入金もA及びBからの援助に当たるか否かについて綿密な調査を行ったといえるかが問題となる。

しかしながら、上記(1)及び(2)のとおり、処分庁は、本件入金はBへの現金手渡しのために行われたものであるという審査請求人の主張が事実と異なり、「仕送り、贈与等による収入」に当たることを基礎付ける事実の調査が十分行われておらず、この点の真偽が定かではないまま本件処分を行ったのであって、前記次官通知からも明らかな調査義務を尽くしていないものと評価せざるを得ない。

(4) 以上より、処分庁は、本件入金もA及びBからの「仕送り、贈与等による収入」に当たることを基礎付ける事実についての調査を尽くしていない点で、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子